



平成 26 年 2 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社レッド・プラネット・ジャパン  
代表者名 代表取締役社長 小野間 史敏  
( J A S D A Q コード : 3350 )

問合せ先 I R / 広報担当 丹藤 昌彦

電 話 050-5835-0966

※平成 26 年 1 月 1 日より、商号を株式会社フォンツ・ホールディングスから株式会社レッド・プラネット・ジャパンに変更しております。

### 募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役及び監査役並びに当社子会社の取締役及び監査役に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

#### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社グループは、既存事業である音楽事業に加え、平成 25 年 4 月及び 10 月に「ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型）」を実施し、その調達した資金を新たな事業であるホテル事業等に充当するとともに、事業領域拡大を図っております。

このような状況下、既存事業の音楽事業及び新たな事業であるホテル事業を含め、今後の中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、本新株予約権の行使することができる期間を早めることにより、当社及び当社グループがスピード感を持ってホテル事業等を中心とした事業に対する意識を更に高め、一層意欲及び士気を向上させ株主との利害共有化を図ることを目的として、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権は、行使価額を基準として当社株価が一定の値まで下落した場合には、強制行使することを義務付ける内容となっております。当社の取締役及び監査役並びに当社子会社の取締役及び監査役が、株価下落に対する一定の責任を負うことで、当社の業績及び株価変動についてのリスクを株主の皆様と共有し、さらなる企業価値の向上につなげていきたいと考えております。

また、本新株予約権が行使された場合の希薄化の規模が合理的であると判断した理由につきましては、現在の発行済株式総数が 105,332,237 株（議決権数 1,052,812 個）に対して、本新株予約権の発行により発生する潜在株式数は 13,200,000 株（議決権数 132,000 個）であり、発行済株式総数に対して最大 12.53%（総議決権数に対する割合 12.54%）となり、既存株主の保有株式が一定程度希薄化することになるものの、当社取締役及び監査役並びに当社子会社取締役及び監査役が本新株予約権を有償で取得することで、各々が当社株主の皆様と共に邁進していくことが期待できることから、当社グループの企業価値の増大に大きく寄与し、将来的に既存株主様の持分価値向上に資するものと考えております。

## II. 新株予約権の発行要項

### 1. 新株予約権の数

132,000 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 13,200,000 株とし、下記 3.（1）により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は、60 円とする。

なお、当該金額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の東京証券取引所における当社終値 37 円/株、株価変動性 106.59%、配当利回り 0%、無リスク利率 0.474%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 37 円/株、満期までの期間 8 年、強制行使条件）に基づいて、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件評価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないことなどから決定したものである。

### 3. 新株予約権の内容

#### （1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株

未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 37 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成 26 年 2 月 20 日から平成 34 年 2 月 19 日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。

計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額(但し、上記3.(2)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に15%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(但し、上記3.(2)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となり、破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これに類する法的手続の各手続開始の申立てがなされ、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成26年2月20日

## 5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

## 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.（3）に定める行使期間の末日までとする。

### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.（4）に準じて決定する。

### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成26年3月31日

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	5名	71,500個
当社監査役	3名	8,000個
当社子会社取締役	6名	47,500個
当社子会社監査役	1名	5,000個

10. その他

その他の事項は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

III. 支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権の発行は、その一部につきまして、当社親会社である Red Planet Holdings Pte Ltd の取締役を兼務する当社取締役サイモン・ゲロヴィッチ、ティモシー・ハンシング及びマーク・ライネックに対して割当てる予定であるため、支配株主との取引等に該当しております。

1. 公正性を担保する措置および利益相反回避措置

本ストック・オプションは、社内で定められた規則ならびに手続に従って発行しております。また、権利行使の払込価格の算定方法をはじめとする発行内容および条件等についても、上記「II. 新株予約権の発行要領」に記載のとおり、一般的な新株予約権の発行の内容および条件から逸脱するものではなく適正なものであります。

なお、各取締役は、自らへの本新株予約権の発行について利害関係を有しているため、本件に係る決議につきましては、各取締役への本新株予約権の発行ごとに利害関係を有しない取締役のみで個別に決議しております。

## 2. 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

本日開催の当社取締役会の決議に従い、ストック・オプションの発行の決議事項について内容および条件の妥当性を決定しております。

当該決定に際して、平成 26 年 2 月 5 日に、支配株主と利害関係のない橋元総合法律事務所（東京都中央区 弁護士 鈴木道夫氏）より、サイモン・ゲロヴィッチ、ティモシー・ハンシング、マーク・ライネックが親会社である Red Planet Holdings Pte Ltd の取締役を兼務しているため、同氏に対する本件新株予約権の付与は、株式会社東京証券取引所が定める「支配株主との重要な取引等」に該当するものの、(1) 同氏の職責が当社業績の向上であることは明らかであり、(2) 本件新株予約権が平成 26 年 2 月 5 日開催の当社取締役会決議の内容に基づき当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として付与されること、(3) 本新株予約権の内容・発行手続きに指摘すべき事項も認められないことから、取締役サイモン・ゲロヴィッチ、ティモシー・ハンシング、マーク・ライネックに対する本件新株予約権の付与は、当社少数株主にとって不利益となるものではない旨の意見表明しております。

## 3. コーポレートガバナンス報告書との適合状況

平成 26 年 1 月 31 日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりです。

「平成 25 年 12 月末時点において、当社議決権の 40.8%を所有し、親会社に該当しております Red Planet Holdings Pte Ltd は、支配株主に該当しております。

支配株主との取引条件等につきましては、市場価格・水準を勘案して一般取引と同様に決定しております。なお、支配株主との重要な契約の締結については、取締役会で審議し、支配株主以外の株主の利益を阻害していないことを確認しております。

また、同社と緊密な協力関係を保ちながら事業を展開する方針ではありますが、当社の事業活動における制約はなく、また役員の兼務状況は独自の経営判断を妨げるものではないことから、一定の独立性が確保されている状況にあると思われま。

本ストック・オプションの発行は以上の指針に基づいて決定いたしました。

以上